

館林市防災士連絡会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、館林市防災士連絡会と称する。

2 本会の事務局は、館林市総務部安全安心課に置く。

(目的)

第2条 本会は、防災士の知識及び技能の研鑽並びに相互の連携を図るとともに、地域の自主防災の活性化を支援し、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の意見交換
- (2) 防災に関する情報等の提供
- (3) 国、県、市、関連団体等が主催する防災活動への参画又は協力
- (4) 地域の自主防災組織の活動支援
- (5) その他地域の防災貢献に必要と思われる活動

(会員)

第4条 本会の会員は、館林市内に在住又は在勤の者で、特定非営利活動法人日本防災士機構により認定された防災士の資格を有するものとする。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は2年とし再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 若干名

2 理事は、会員の互選により選出し、総会にて承認する。

3 会長、副会長及び監事は、理事の互選により選出し、総会にて承認する。

4 事務局長は、安全安心課長をもって充てる。

5 会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 監事は、会務の運営及び経理を監査する。
- (4) 事務局長は、会の庶務及び会計事務を処理する。
- (5) 理事は、会員の連絡調整を図るとともに理事会を構成し、会の重要事項を審議する。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、全て会長が招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は会員の過半数の出席をもって開催し、年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 5 総会は以下の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員承認
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要と認める事項
- 6 理事会は、事業計画、収支予算その他の総会に付議すべき事項及び会長が必要と認めた事項を審議する。

(会費等)

第9条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会の会員種別及び会費は次のとおりとする。
 - (1) 一般会員 会費年額1,000円
 - (2) 賛助会員 会費1口につき10,000円
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(手当)

第10条 外部団体等からの講師協力等の依頼により、本会の用務を帯びて従事する場合、派遣された会員に対し1日(1回)につき手当1,000円を支給する。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に当たり必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月26日から施行する。